

SKILLZONE

遊技産業健全化推進機構ニュース

IO
OCTOBER 2020



コロナ禍のなか ホールに未曾有の豪雨災害
従業者の個人番号(マイナンバー)について 三堀清

機構の動き

8月度<2020年8月1日～8月31日>

遊技機等への立入検査関係

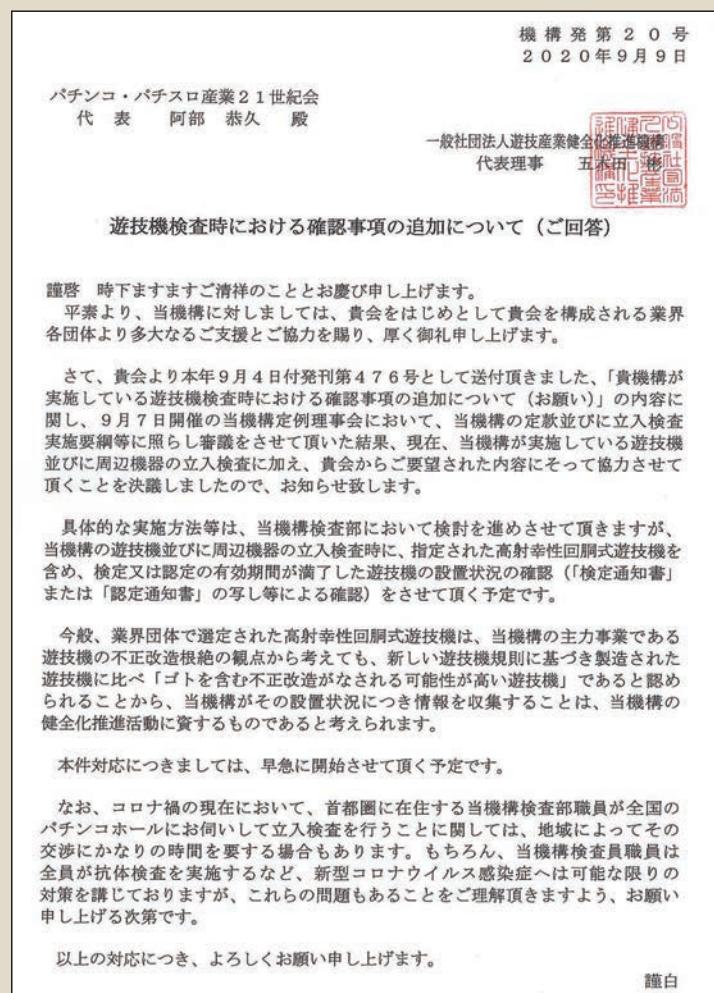
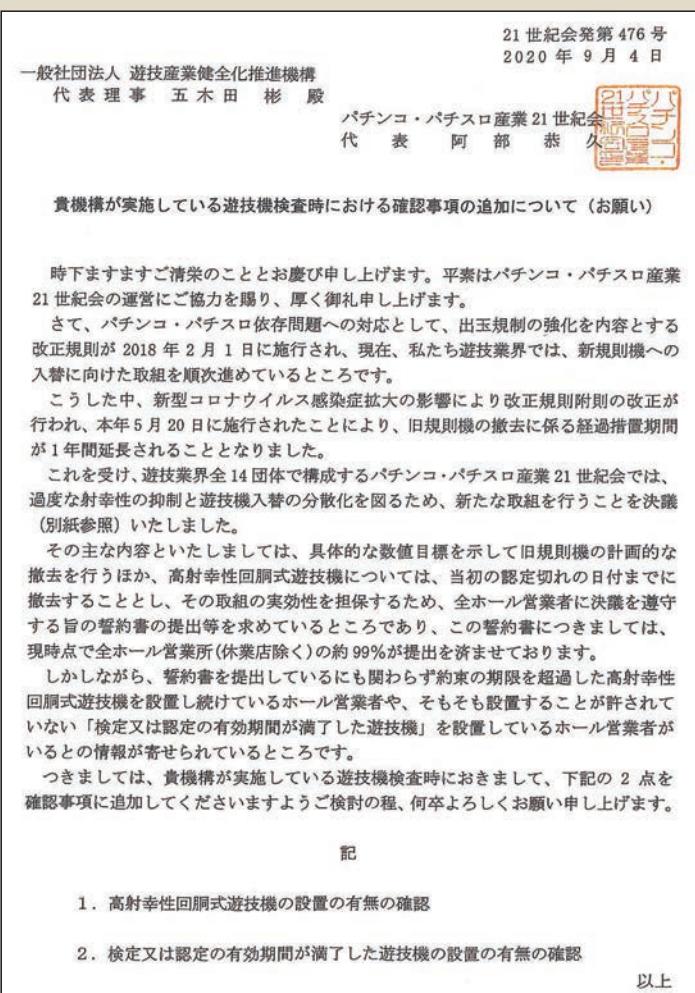
8月度 立入検査店舗数120店舗
(遊技機検査114店舗、計数機検査6店舗)
8月末日 誓約書提出店舗数9316店舗(対前月比▲38)

依存防止対策調査の関係

8月度 依存防止対策調査実施店舗数140店舗
8月末日 承諾書提出店舗数8675店舗(対前月比+125)

定例理事会速報

9月7日(月)に開催された定例理事会において、パチンコ・パチスロ産業21世紀会よりの「お願い」を審議した結果、遊技産業健全化推進機構として協力することを決議した。



CONTENTS

10 October
2020

コロナ禍のなかホールに未曾有の豪雨災害 ～熊本県南部に打撃 いまなお休業の店舗も	1
従業者の個人番号(マイナンバー)について 三堀 清	5
店長に求められる知識「業界知識Ⅲ」	8
銀世界の裏144「心が折れる」	11

京都 鞍馬の火祭

氏子たちが担ぐ500本もの松明が、鞍馬・由岐(ゆき)神社と神社に続く鞍馬街道を埋め尽くす。京都三大火祭りであり、京都三大奇祭に数えられる。

表紙の
はなし

コロナ禍のなか ホテルに未曾有の豪雨災害

2016年4月の熊本地震から4年。

この夏、再び熊本県が大規模な自然災害に襲われた。

令和2年7月豪雨による県内の死者・行方不明者は67人、

全壊・半壊などの住家被害は9159棟(いずれも9月3日現在)で、

現在も多くの県民が避難生活を強いられている。

パチンコ店もいくつもの店舗が休業を余儀なくされ、

いまだに営業を再開できない店舗もある。

球磨川の氾濫で大打撃を受けた人吉市に本社を置く経営企業を取り材し、

被災の状況や営業再開に至る取組みなどをレポートするとともに、

県遊協を訪れ、被災店舗をめぐる助成金問題についても話を聞いた。

熊本県南部に打撃 いまなお休業の店舗も

死者・行方不明者は67人
いまも1000人が避難

死者・行方不明者は86人、住家被害
(全壊、半壊、一部破損、床上浸水、
床下浸水)は1万8355棟に及
んでいる(9月3日現在)。

「令和2年7月豪雨」(7月3~31日)と命名された記録的な大雨は九州から西日本、東日本へと移動し、全国各地に被害をもたらした。政府の非常災害対策本部によると、同豪雨による被災地域は35府県で、

人吉に本社の岩下兄弟は青井本店の天板まで浸水
話聞いた。

熊本県南部が豪雨で危険な状況に陥りつつあると報じられたのは7月4日未明。岩下兄弟の岩下洋三社長はその前日の3日、車で宮崎県から人吉市を経由して、住まいのある熊本市内に戻ってきたが、そのときは雨が降ってきた程度の印象だったという。

「ところが、4日の午前4時頃、人吉に住む副社長と専務から大変な事態になつていると連絡を受けたのです。たしかにテレビを見ると、ただごとではない映像が流れている。すぐに対処しなければならないと思いました」

同社は熊本県内に13店舗、宮崎県内に12店舗を開設するホール企業で、本社事務所は人吉市の「モナコパレス青井本店」の2階に置いている。だが、岩下社長は熊本県遊協の理事長を務める岩下博明会長とともに、基本的には熊本市の「モナコパレス浜線店」内にある本部を拠点とし、本社とは電話やインターネット、SNSなども駆使しながらコミュニケーションを

構え、本社併設店が1か月以上休業を強いられた岩下兄弟(株)に代市郊外の坂本町などは球磨川のかでも南部の人吉市、芦北町、八代市郊外の坂本町などは球磨川の休業を強いられた岩下兄弟(株)に

コロナ禍のなか ホールに未曾有の豪雨災害 熊本県南部に打撃 いまなお休業の店舗も



岩下兄弟のモナコパレス青井本店(人吉市)の7月4日の光景。営業再開まで1か月あまり休業した。
本レポートの人吉市の被災関連写真はすべて岩下兄弟提供

とっている。

今回も役員に県南部の人吉地区、球磨地区、八代地区、水俣地区的現場責任者を交え、早朝にZoom会議を実施。八代地区の「モナコパレス八代店」を除く人吉地区の3店舗、球磨地区の4店舗、水俣地区の1店舗を4日は休業にした。Zoom会議は新型コロナウイルス問題を受けて導入していたのが役立つたという。

八代店を休業しなかつたのは「同店周辺の雨は休業するほどのものではない」との報告を現場責任者から受けたため。これは2016年の熊本地震の経験に基づいている。「自然災害は地域がちょっとずれただけで、状況が全然違うことがあります。現場の意見はとても重要です」と岩下社長。このように、5日には人吉市の青井本店と「モナコパレス東間店」「モナコパレス人吉店」以外の店舗が営業を再開した。

東間店と人吉店は、実害は軽微だが市内の状況を見たところの自粛を決めたもので、1週間程度で営業を再開。しかし、青井本店は店

内に水が流れ込み、島の天板付近まで浸水し、倉庫の遊技機もすべて使えなくなつた。結局、8月10日の営業再開まで1か月あまり休業することとなつた。

生きたコロナ対応 社員の安否を迅速に確認

同時に、4日に取り組んだのは従業員の安否確認。同社では社員だけでも600人以上の人材を抱えており、被害地域に限つても社員は相当数にのぼる。しかも、人吉、球磨、八代の各地区などでは通信障害が発生。固定電話は使えず、携帯電話もキャリアによって通じないものがあつたという。そのため、全員無事の確認には2、3日かかった。

「連絡がとれない社員の安否は、連絡がとれる社員につなぎ役になつてもらいました」と岩下社長。同社では新型コロナ問題を受けて、今年の春に連絡網を整備し直して、これだけ短時間で確認できたのは、それが生きたのだろう。

「水害によるケガ人もゼロ。ただ、自宅の損壊状況など、社員の全体的な状況を把握するには1週間ぐらいかかりました」

県南豪雨 1575mm 濃水



岩下兄弟の社内ボランティア隊。被災した社員の住居の泥やごみのかき出しに汗を流した(7月30日)



JR八代駅。熊本市方面と人吉市方面を結ぶJRはいまだに八代から先が不通になっている



その結果、人吉地区を中心に自分の住まいが床上浸水などの被災をした社員、パートは約40人であることが判明。そこで住まいのフオローに取り組んだ。

会社の寮が無事だったことから、まず寮を活用。ただ、寮は単身者用なので家族を抱えた社員には不向きだとして、岩下社長が懇意の不動産業者を通じて借り上げ社宅を確保し、家族を抱えた社員に提供した。パートに対しても、不動産業者などのつてを頼り、仮住まい先を紹介するなどした。「あと1日遅れていいたら、電話がつながりやすくなつたことから不動産業者には問い合わせが殺到し、確保が難しい状況になるところでした」と岩下社長。迅速な対応が功を奏した。

ボランティア隊を組織

次に動いたのは社内ボランティアチームの組織。豪雨が落ち着き始めると、被災にあつた社員らの住居の泥のかき出しや清掃の支援を行つた。被災した社員らは遠慮して、支援をなかなか求めてこないことから、岩下社長自らが社員

の住まいに足を運んで声をかけた

という。「鉄道はいまだに不通ですが、高速道路が早々に使えるようになりますから」と社長。ここまで社員らのフオローに力を入れた理由については、岩下会長とともに、「社員あつての会社であるというのが当社の経営方針だからです」と力を込める。

もつとも、これらすべての実務の差配を社長一人でしたわけではない。早々に社員の安否確認担当、救援物資の手配担当など、必要な役割ごとに責任者を決め、指示命令系統を明確化した。「救援物資にしても、何がいくつ必要かを管理する人間がいないと、同じ物が必要以上に集まつて、かえつて現場が混乱します。そういうことを熊本地震で経験したのが役に立ちました」と振り返る。

1か月ぶりの営業再開を近隣住民も歓迎

一方、地域社会に対しても豪雨発生当初、青井本店の立体駐車場を近隣住民の緊急避難所として開放した。また、行政の要請を受け、東間店の駐車場の一角を、水

コロナ禍のなか ホールに未曾有の豪雨災害 熊本県南部に打撃 いまなお休業の店舗も

害により町中に吐き出された大量のゴミの仮置き場として営業再開間際まで提供した。

こうした取組みをしながら、青井本店の修繕を進め、営業を再開したのは8月10日。岩下社長は「再開していいのか、少し迷いました。でも、市内はさまざまな店舗や施設が営業できないままです。そのため、雰囲気がとても暗いんです。そんな様子を見て、町に灯りをともしたいとの思いから再開を決断しました」と当時の心境を明かす。再開後は、人が集まる場所ができた良かつたと、近隣住民には好意的に受け止められているという。

復興へ「がんばるばい」

1000枚配布 岩下兄弟(株)がボラ団体に

7月の豪雨災害から
復興を目指す人たちを
元気付けて、人吉
市中青井町の岩下兄弟(株)は、
復旧作業に当たっているボランティア団体などに「がんばるばい人吉」の文字がプリントされたTシャツ100枚を配った。

同社の制服を手掛け
る取引先が製作。「がん
ばるばい人吉」のフ



尾方錦LC会長(右)にTシャツを手渡す岩下会長

岩下会長デザインの特製Tシャツをボランティア団体などに寄贈するニュースは地元紙「日刊人吉新聞」でも報じられた

8月12、13日には、人吉商工会議所会頭である岩下会長自らがデザインした「がんばるばい人吉」

のメッセージ入りTシャツを約1000枚制作し、復旧にあたって

いるボランティア団体などに配布した。岩下社長は「今後は長期的な視点から支援活動を考えていきたい」と話す。

全国各地で備えが必要 警鐘を鳴らす岩下社長

また、全国のホール関係者に対する注意を呼びかけ

る。人吉は55年前にも豪雨の被害

にあったが、長い歴史でみると自

然災害に苦しめられてきた地域で

はない。まして、近年は各地で局

地的豪雨が起こっていることから、

大規模な自然災害とは長年無縁の

地域のホールも備えはしておいた



熊本県遊協の川辺専務
あえて5日間ほど休業

は「営業できる状況だったのに、

熊本県遊協の川辺専務理事
は「営業できる状況だったのに、

4日のみ休んだ店舗や、顧客の安

全を考え数日間の臨時休業に踏

み切った店舗を含めると、休業店

舗は熊本県内全体(約150店舗)

の1、2割程度とみられている。

熊本県遊協の川辺専務理事
は「営業できる状況だったのに、

5日間ほど休業

からは外されたまま、交付申請手

続きを始まってしまった。

そのため、同県遊協では岩下理事長名で県知事宛に見直しを求める要請文を送付。今後も申入れを

継続していく方針で、行政の前向

きな判断を期待している。

なお、全国の都府県方面遊協や業界関連企業などからは現地にさまざまな支援が行われており、岩

下会長、岩下社長、川辺専務は異口

同音に感謝の気持ちを述べている。

それは支援を受けた現地の業界関

係者すべてに共通する思いだろう。

そんな同組合がいま頭を悩ませ

「再建補助金の対象に」 業界として行政に陳情

熊本県遊技業協同組合などによると、今回の豪雨でモナコパレス

青井本店と同程度、あるいはそれ以上の浸水被害で長期休業を余儀なくされたパチンコ店は芦北町の

2店舗。いずれも8月下旬現在、休業状態だ。

そのほか、状況確認のため7月

4日のみ休んだ店舗や、顧客の安

全を考え数日間の臨時休業に踏

み切った店舗を含めると、休業店

舗は熊本県内全体(約150店舗)

の1、2割程度とみられている。

熊本県遊協の川辺専務理事

は「営業できる状況だったのに、

あえて5日間ほど休業

し、店内を

休憩所として提供したホールもあ

りました」と説明。同県遊協でも

県に義援金100万円を寄贈した

ほか、マスクと消毒液、食料品などを、県警本部を通じて特に大きな被害を受けた地域の所轄署に寄贈したという。

そんな同組合がいま頭を悩ませ

ているのが助成金問題。今回の豪雨を受けて、政府が従来のグループ補助金を拡充して創設した「なりわい再建補助金」は、パチンコ店が適用対象外だからだ。

パチンコ店営業は今年5月から政府系金融機関、信用保証協会による融資、保証の対象業種となつて

いる。「なりわい再建補助金」も当然対象になるべきだろうというの

が県遊協や被災店舗の主張だ。

県遊協が経済産業省に申入れをしたところ、「検討中」との返答だ

ったため、全日本遊技事業協同組合連合会にも応援要請文書を発出

して対応したが、同補助金の対象

からは外されたまま、交付申請手

続きを始まってしまった。

そのため、同県遊協では岩下理事長名で県知事宛に見直しを求める要請文を送付。今後も申入れを

継続していく方針で、行政の前向

きな判断を期待している。

なお、全国の都府県方面遊協や業界関連企業などからは現地にさ

まざまな支援が行われており、岩

下会長、岩下社長、川辺専務は異口

同音に感謝の気持ちを述べている。

それは支援を受けた現地の業界関

従業者の個人番号（マイナンバー）について



三堀 清
みほり きよし
昭和32年 神奈川県生まれ
早稲田大学法学部卒
司法修習終了後
昭和63年 弁護士登録(第二東京弁護士会)し、大手企業の法律問題を扱う法律事務所勤務を経て
平成8年 早稲田大学大学院修士課程終了
平成9年 三堀法律事務所開設
現在、パチンコホールを始め企業関連の民事事件を手がける

1 個人番号（マイナンバー）とは

個人番号（マイナンバー）とは、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法／番号利用法／マイナンバー法）に基づき、日本に住民票を有する人（国籍は問わない）に付与される固有の12桁の番号である（同法2条5項）。

個人番号制度は、従来、住民票コード、基礎年金番号、健康保険被保険者番号等、バラバラだった個人の情報を統一し、社会保障、税、災害対策の3分野で共通の番号を導入して個人の特定を確実かつ迅速に行うこと目的とする制度である。社会保障の分野では医療・介護・雇用・保育等の各制度をまたいだきめ細かい保障を実現する、税

の分野では所得額を迅速かつ正確に把握する、災害対策の分野では被災者に対する迅速に制度横断的な支援をする等の他、行政事務の効率化を図る。

個人番号は、住民票コードを基に地方公共団体情報システム機構が生成し、各市町村長・特別区長により指定される。平成27（2015）年10月に制度導入に伴い一斉に指定され、その後出生等を契機に指定されている（番号法7条1項、8条2項）。

取得届の作成等及び従業者や個人の取引先等への支払いに関する源泉徴収票の作成等の行政事務＝「個人番号関係事務」（番号法9条3項）に関し、「個人番号関係事務実施者」として取り扱うことができるに過ぎず（同法2条13項）、それ以外の目的でこれを収集・保管したりすることはできないのである。

2 個人番号の利用

個人番号は、社会保障、税、災害対策の3分野につき、法律又は条例により定められた事務についてだけ利用される。

3 個人情報保護法の特別法としての番号法

このため、民間企業が個人番号を取扱うことは、従業員の雇用保険・厚生年金保険・健康保険の各被保険者資格

生存する個人の個人番号は、それ自体が「個人識別符号」として個人情報保護法の保護対象となるが（同法2条1項2号）、なりすましによる社会保障の不正受給、脱税及びマネーロンダリング等に悪用される危険が高く、漏洩の防止が特に必要である。

そこで、番号法では、個人番号を内

容に含む個人情報（個人番号それ自体、個人番号+住所、個人番号+所得額等の情報）を「特定個人情報」として、個人情報保護法よりも手厚く保護している（番号法2条8項）。要するに、「特定個人情報」に関しては、番号法は個人情報保護法の特別法として特例的な保護を定め、番号法に規定されていない部分（適正取得等）については個人情報保護法の保護が及ぶという関係となつているのである。

そして、番号法による特例的な「特定個人情報」の保護は、利用制限、安全管理措置等及び提供制限等に大別される。

4 「特定個人情報」の利用制限

個人情報保護法では、個人情報の利用目的を特定すれば、利用目的の範囲内では自由に利用可能としており（同法15条、16条）、利用可能な事務の範囲を制限していない。これに対し、番号法では、「特定個人情報」が利用できるのは、社会保障、税及び災害対策に関する特定の事務に限定している（同法9条）。

また、個人情報保護法では、事業者による「個人情報データベース等」の作成、利用を当然のこととしているが（同

法2条4項）、番号法では、必要な範囲を超えた個人番号をその内容に含む個人情報ファイル（同法2条9項）の作成自体を禁止している（同法29条）。

このため、企業が個人番号を社員番号に流用したり、これを人事管理に利用したりすることは許されない。また、派遣労働者については、社会保険・給料支払の手続は派遣元（派遣会社）が行うから、派遣先（派遣労働者の受入会社）では個人番号を取得することは許されない。

法2条4項）、番号法では、必要な範囲を超えた個人番号をその内容に含む個人情報ファイル（同法2条9項）の作成自体を禁止している（同法29条）。

この規定を受け、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」が制定され、その「（別添）特定個人情報に関する安全管理措置（事業者編）」で、基本方針の策定及び取扱規程等の策定が指示されている。このうち取扱規程等として組織的安全管理措置、人的安全管理措置、物理的安全管理措置及び技術的的安全管理措置の4項目が挙げられている。

5 「特定個人情報」の安全管理等

個人情報保護法では、個人情報取扱事業者に対し、「個人情報データベース等」を構成する個人情報（「個人データ」）に関する安全管理措置を講ずることとし（同法20条）、従業者及び委託先に対する監督義務を課している（同法21条、22条）。

番号法では、これらの規制に加えて、事業者に対して「個人番号の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人番号の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない」として、個人番号に

特化した安全管理措置をとることを義務付けている（同法12条）。

この規定を受け、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」が制定され、その「（別添）特定個人番号に関する安全管理措置（事業者編）」で、基本方針の策定及び取扱規程等の策定が指示されている。このうち取扱規程等として組織的安全管理措置、人的安全管理措置、物理的安全管理措置及び技術的的安全管理措置の4項目が挙げられている。

なお、基本方針の策定はすべての事業者に義務付けられるが、取扱規程等の策定は、従業員100名以下の中小規模事業者には義務付けられてはいない。

その他、「個人番号関係事務」又は「個人番号利用事務」を再委託する場合には、委託者による再委託の許諾を要件とすると共に（同法10条）、委託者の委託先に対する監督義務が課されている（同法11条）。

個人情報保護法では、個人情報取扱事業者に対し、「個人データ」について、本人の同意を得れば、第三者に提供す

6 「特定個人情報」の提供制限等

個人情報保護法では、個人情報取扱事業者に対し、「個人データ」について、本人の同意を得れば、第三者に提供す

従業者の個人番号(マイナンバー)について

ることを認めている(同法23条)。

しかし、番号法では、同法に定めた場合以外の「特定個人情報」の第三者への提供を認めていない(同法19条)。

また、番号法では、何人も、同法で

「特定個人情報」の提供を受けることが認められている場合以外、他人(同一の世帯に属しない者)に対し、個人番号の提供を求めることも禁止している(同法

15条)。

更に、番号法では、「特定個人情報」の収集・保管についても制限を定めている(同法20条)。

7 刑事罰

番号法では、個人番号の重要性から、「特定個人情報」の漏洩等に対して、厳しい罰則を科している。

番号法では、
個人番号の重要性から、

「特定個人情報」の漏洩等に対しても、厳しく規制している。

「個人番号関係事務」又は「個人番号利用事務」に従事する者又は従事していた者が、正当な理由なく、

「特定個人情報ファイル」を提供した場合は、

4年以下の懲役若しくは200万円以下の罰金又はこれらの併科となり(同法48条)、

これらの者が、

不正な利益を得る目的で、個人番号を提供又は濫用した場合は、

3年以下の懲役若しくは150万円以下の罰金又はこれらの併科となる(同法49条)。

しい罰則を科している。

「個人番号関係事務」又は「個人番号利用事務」に従事する者又は従事していた者が、正当な理由なく、「特定個人情報ファイル」を提供した場合は、4年以下の懲役若しくは200万円以下の罰金又はこれらの併科となり(同法48条)、これらのが、不正な利益を得る目的で、個人番号を提供又は濫用した場合は、3年以下の懲役若しくは150万円以下の罰金又はこれらの併科となる(同法49条)。

8 法人番号について

法人番号とは、設立登記をした法人、税法上の届け出をする法人・法人格のない社団(任意団体)、国の機関及び地方公共団に付与される固有の13桁の数字である。これらの法人等についても、社会生活上の単位として活動する以上、個人番号と同様な共通の番号により特定されることが便宜であることから、法人番号が付与されるのである(番号法2条15項、39条1項・2項)。

法人番号は、個人番号のように、なりすましによる弊害は少ないので、一般に公開され、自由に利用・提供ができる。



店長に求められる知識

業界知識 XVIII

パチンコ店舗管理者実務能力検定試験

通称・P能検。エンタテインメントビジネス総合研究所が2005年から実施。対象の中心はホール店長やその候補者。筆記試験は7科目（一般常識、業界知識・法律知識・不正排除、計数管理・機械整備・設定管理、顧客サービス、経営マネジメント、マーケティング、労務管理）で構成されており、全100問が出題される。

店長という立場にある者なら、知つておかなければならぬ知識があります。

風適法（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律）や

消防法、建築基準法などの法律は

もちろん、都道府県や市町村など

の自治体における条例、その他さ

まざまな規制・制度など、すべては

健全かつ適正なパチンコ店を営業

するために必要な知識です。

今回は、管理者制度に関する問題を取り上げます。風適法第24条「営業所の管理者」では、パチンコ店が健全な店舗運営を実施するため、営業所ごとに管理者を1人選任することが定められています。管理者とは、店舗に常勤しており、風俗営業の統括的な責任を負う職位のことを言います。ここからは問題を解きながら解説していきましょう。

「管理者」に関する記述において、以下の（ア）（イ）に入る用語の組み合わせとして正しいものはどれか。

- 管理者が欠ける場合は、（ア）以内に新たに管理者を選任する。

● 提出する。

【選択肢】

- | | | | | | |
|-------|--|-----|---|--|-----|
| a : ア | | 10日 | イ | | 10日 |
| b : ア | | 10日 | イ | | 30日 |
| c : ア | | 14日 | イ | | 10日 |
| d : ア | | 14日 | イ | | 30日 |

【解答分布】

- | | |
|--------|-----|
| a : 4 | 7 % |
| b : 21 | 9 % |
| c : 34 | 9 % |
| d : 38 | 5 % |

【正解と解説】

正解はcです。風適法第24条には以下の通り定められています。

問題

管理者制度

風俗営業者は、営業所ごとに、当該営業所における業務の実施を統括管理する者のうちから、

第三項に規定する業務を行う者として、管理者一人を選任しなければならない。ただし、管理者として選任した者が欠けるに至つたときは、その日から十四日間は、管理者を選任しておかなくてよい。

【問題】
風適法第24条「営業所の管理者」で定められている管理者に選任できる条件として、正しいものはどれか。

前項の届出書の提出は、法第九条第三項第一号に係る届出書にあつては同号に規定する変更があつた日から十日以内（略）にしなければならない。

- 【選択肢】
- a : 未成年者
 - b : 暴力団構成員
 - c : アルコール中毒者
 - d : 破産者で復権を得た者

管理者の人的資格

務を適正に実施することができきない者として国家公安委員会規則で定めるもの

- ・1年以上の懲役もしくは罰金刑、または、一部法令違反で破産者で復権を得ない者

1年未満の懲役もしくは罰金刑に処せられ5年を経過していない者

暴力団構成員・準構成員

・アルコール、麻薬、大麻、あへん、または、覚せい剤の中毒者
・風俗営業の許可取り消しを受け5年を経過しない者

ちなみに、2017年5月に成立した民法改正により、明治9年以来20歳とされてきた成年年齢が18歳に引き下げられこととなりました。施行は2022年4月からとされています。

よって、2022年4月以降は管理者の資格を取ることができる年齢が、現行の20歳以上から18歳でに改正される可能性もあります。

以上となる見込みです（施行日までに改正される可能性もあります）。

管理者の業務

【問題】

風適法施行規則第38条「管理者の業務」で定められた内容

風俗営業の管理には、大人の娯楽を適正に管理するための資質が必要です。行政の指導に従うだけではなく、自主的な努力が求められます。心身ともに発展途上にある未成年者はもちろん、正常な判断が難しい中毒者や、健全な営業に相応しくない暴力団関係者などが右記に該当します。

また、破産者（復権を得ない場合）や一部法令犯による前科者、過去に風俗営業の許可取り消しを受けた者も5年間は管理者となることができません。

- 【正解と解説】
正解はdです。風適法第24条「営業所の管理者」では、管理者が急遽変更となる場合にも、上記の猶予期間は厳守しなければなりません。

【問題】
風適法第24条「営業所の管理者」では、管理者によることができない人の条件を以下通り定めています。

- ・心身の故障により管理者の業

- ・未成年者

【解答分布】

a : 0 · 5% b : 31 · 3%
 c : 51 · 0% d : 17 · 2%

【正解と解説】

正解は b です。風適法施行規則第38条では、以下の通り定められています。

- ・法第三十六条に規定する従業者名簿及びその記載について
- ・當業所における業務の実施に関する苦情の処理を行うこと。
- ・ぱちんこ屋及び令第八条に規定する當業にあつては、客がする遊技が過度にわたることがないようにするため、客に対する情報の提供その他必要な措置を講ずること。

a、c、d の内容を表します。

その他、管理者の業務としては

▼従業者に対する指導計画の作成

▼これに基づいた実地指導、および、その記録の作成

▼18歳未満の客に対する立ち退き

勧告と措置

▼遊技機、構造・設備、委託契約の内容、履行状況の点検と記録などが挙げられます。

管理者には、健全な店舗運営のために従業員に対する指導計画を作成し、それに基づき実地に指導し、その記録を残すことが求められます。

管理者業務実施簿と呼ばれる書類があるように、管理者は実際に従業員を指導するだけでなく、計画と記録を残しておかなればならないことに注意して下さい。

遊技機や構造設備、委託契約の業務内容に関しても同様に、記録を残すところまでが義務付けられています。

これは、いざ何か問題が起きたときの適正に業務を実施していることの証明となり、行政処分時の軽減事由にも影響します。

右記は、右から順番に選択肢

a、c、d の内容を表します。

また、d の依存症対策への取り組みは2018年2月より改正・施行された点となります。201

8年1月末に警察庁より通達された解釈運用基準第17条「風俗営業

の規制について」では、以下の通り記されています。

▼自己申告プログラムや家族申告プログラムなどのシステムの導入

▼パチンコ・パチスロ産業21世紀会が発足させた安心パチンコ・パチスロアドバイザー制度の運用

施行規則第38条第11号中「客がする遊技が過度にわたることがないようにするため」講ずる「客に対する情報の提供その他必要な措置」とは、ぱちんこ等への依存防止対策に資する取組をいい、例えば、ポスター等の

當業所内の掲示、當業所の広告への依存防止対策による依存防止に關する相談窓口等の情報提供や、客への掲載等による依存防止に關する相談窓口等の情報提供や、客自身又はその家族からの遊技使用上限金額等の申告に基づき過度な遊技を予防する仕組みの活用、過度な遊技を行わないよう客に対する注意喚起の実施、依存防止対策についての従業者の教育等が考えられる。

◆

昨今のコロナ禍におけるマスマディアによるいわれのないバッシングにも伴い、パチンコ業界にはより厳しい社会の目が向けられています。風適法に基づく遵法営業は時代の要請として、管理者には店舗を運営していく上での社会的責任を自覚する必要があります。

管理者制度に関する正しい知識をもつて、管理者の役割・業務を適正に果たしていきましょう。

▼R S N (認定特定非営利活動法人リカバリーサポート・ネットワーク) のポスター掲示や広告掲載により、依存症問題の相談

世界中が大混乱に陥った新型コロナウイルス感染症問題。

日本も例外ではなく、混乱が続いている。

夏になれば終息するのではないのか？という予測をした有識者もいたが、7月には連日、東京の感染者数が過去最高を記録するような状況だつた。

さまざまな業種が影響を受けたが、自分もそのど真ん中にいた。

●
自分は、パチンコホールで働いていたが、7月には連日、東京の感染者数が過去最高を記録するような状況だつた。

実際のところ、パチンコは一人ひとり台に向かって無言で座っているだけなので、感染しにくい娯楽だと思う。そもそもタバコの煙問題を解消するため、空調設備も徹底している。

そのうえで、台と台の間にアクリル板を立てたりアルコール消毒をしたりと各店舗で対策していた。

パチンコホールでの感染報告はなかつたが、当初から営業していることについて猛バッティングを受けていた。

もともと、パチンコ業界は一部からは白い目で見られる存在であることは自覚している。それが、この未

曾有の災害でヘイトが噴出したとい

うか、とにかく「悪」とされた。

を吐かれることもあった。

不要不急の商売でないことは承知しているので、まっさきに休業が望まれるのはわかっている。

けれど、こちらも生死がかかっている。

なんとか休業せずにできないかと検討したが、世論の声や行政からの忠告には抗えなかつた。

営業時間短縮だけでなく、多くの店舗が休業を余儀なくされた。

どうしたら良かつたのか。

もともと良くなは思われてないだろうな、と感じていたところに、このコロナ騒ぎ。

それほど、パチンコホールで働く者にとつて衝撃的なことであつたわけだ。

自分もこのパチンコホールに勤務して10年を超えるベテランの1人に数えられている。

上の役職者は副店長と店長しかいない。

今年の初めまではあまり仲の良くなかった店長、副店長、そして自分の3人だったが、この自粛要請、休業期間中は、いつしか戦友というか仲間になつた感じがした。

店長は社長といろいろと交渉して、

自分の部下だった社員の1人は、店舗休業中に辞表を出して辞めてしまった。

自分には彼の気持ちがよくわかる。

あれほど世間から叩かれれば嫌になるのは当たり前だ。

銀世界の文・綾小路杏

銀世界

銀世界の裏

社員だけでなくパートさんやアルバイトさんを繋ぎとめるべく、休業中の給与についてもかなりの補償額を確保してくれた。副店長も休業中には毎日出社して、店内設備のメンテナンスや清掃などをやってくれた。

もちろん自分も可能な限り出社して主に事務所内の整理や駐車場や店内トイレの清掃など、今までおざなりになっていた細かい環境整備を念入りに行なった。

いつか再び前のような店、いや、それ以上になることを期待して。

そして待ちに待った政府の緊急事態宣言解除からのホールの営業再開。自分たちも待ち望んだ営業だったが、常連のお客さんも同じ思いだったようだ、再開初日にはかなりの人数が営業時間前から並んでくれた。初日は、はつきり言つて数字もまあまあだった。

開店前のお客さんの列が「密」にならないよう、整理するのが大変だったほどだ。

しかし、その翌日から思うように数字が伸びなくなってしまった。

良い日であってもコロナ前と比べると8割程度まで。

原因を特定すべく、店長や副店長などは会員カードのデータと再開以降の来店者のデータをつきあわせた。

理由は単純なことで、おじいちゃん、おばあちゃんがホールに来なくなつていたのである。

平日の昼間から稼働に貢献してくれるマーケットがそつくり抜けたようだ。

うな感じだった。

もちろんたまに顔を出しててくれる常連のおじいちゃんもいたが、多くのお年寄りは今後も来店しそうにない

と予測された。

休業明けから2か月経つた頃、店長の顔から笑みが消えた。

ストレスで限界マックスという感じだつた。

再開後に来てくれたおじいちゃんと話してみると、いつも一緒に来てい

たじいちゃんは、家族に止められて来たくとも来れないのだと言う。

店長は毎日のように、新聞やテレビを見て文句を垂れるようになった。

マスコミがコロナの怖さを煽り立

てるせいだ!と。まあ、この文句には自分も賛成だつた。

マスコミにはちゃんと正しいことを報道してほしい。

パチンコホールは「密」じゃないし、なにより感染者が出てないという現状を。

まあ、無理だろうけどね。

その後もあいかわらず営業的に厳しい状態が続いている。

一時的に回復することはあっても、コロナ前にはやはり戻れないようだつた。

そんなある日、セキュリティー対策として24時間稼働させていた営業フロア内の防犯カメラが夜間止まつていたのに気づいた。

副店長に聞いても知らない、ということで調べた結果、ちゃんとした手続きを経て、店長が止めていたことがわかつた。

自分も副店長も店長を励ましていたし、仕事の面でも負担を減らすように調整していたが、見る見る覇気がなくなつていつた。

営業が終わつて1時間後の24時から開店1時間前の8時まで止まつているのだ。

自分を含めたホール全体が暗くなつた感じもした。

店長は仕事を放りだすようなことはしなかつたけど、どんどん自分の世界だけに入つて、いつた感じで、部下とかから言つたことが右耳から入つて左耳から抜けるような状態だった。

店長が暗くなつたので、なんとなく

なんで?

店長がやつたということは、本社の指示なんだろうか？

のがばからしくなつて……」
あ、病んでる。店長、病んじやつ
てる。

ところが……。
しばらくして、店長が自分に指示を
出してきた。

「店長、やめましょう。ちゃんと手続きとつてやりましょう。うち、ずっと法令遵守でクリーンにやつてきただじゃないですか！」

「役物が壊れたパチンコ▽▽の修理をやつといてくれ。部品は本社の倉庫から取り寄せておいたから」

えつ？・？・？
それって、勝手に部品を取り替え
るわけで、つまり違法なことでは
……。

戸惑つて返事をしない自分を見て
店長は言葉を続ける。

「大丈夫だよ、夜のカメラは止めてるし、24時以降にやつてくれれば証拠も残らないし」

完全にそれ、本社からの指導でもやつてはいけないことの一つで、組合会議なんかでもかなり強めに言われるやつ！

「オレ、最近、夜中にクギ叩いてん
だよねー。もうなんかさ、法律守る

この物語はフィクションです。
実際の出来事を参考に書いています。
現実に存在する人物像や事件とは
一切関係ありません。

KiK NEWS



編集後記

休 日の朝は料理をしている。

伊 日の朝は料理をしている。
スパゲツティ、そば、うどん、ソ
ーメンと麺類の簡単メニュー
だ。この夏は冷製スパゲツティ、
冷やし鶏がらスープうどん、
トマトと大葉のソーメン、豚し

やぶおろしそばが多かつた。
朝、WEBで料理の一覧写真を見て、今本当に食べたハ料理

を抜び出し、レシピをチエツクして作り始めたのがきっかけ。かれこれ2年たった。

妻に好評で、夜の部に昇格

高田：（略）
になることは生きている証であるわけだから仕方ないとは思うけど、なんとか嫌な感じはする…

トと玉子の中華風スープ。オムライス。親子丼。斗里の

メニューは、料理した後は、食器洗いも怠らない。料理に集中していると、世事を忘れて無心になれる、そんな精神的効果もある。パチンコ台に集中する時と似てなくもない。(M)

病院で医師から、たぶん貴

方は一良性発作性頭位めまい症で、(まつり)、舌が下れ。

か、年々墓参りを大事にするようになり、墓前でも祖父や両親に対して、もつと三うしろへへ

病名からはたいしたことはな
きそうな気もするが、実際に
は朝起きるやいなや、ひどい
めまいと吐き気が続くことも
ある。40歳を過ぎるまであま
り病気とは無縁の自分だった

どうすればよいか
つたなどとしみじみ思うよう
になつてきた。せめて、両親ら
に胸を張れる生き方をしなけ
れば……が、今月も無計画で
締切りに追われる日々。人生
つて難しい。
(N)

おかしいと思ったら すぐここへ <https://www.suishinkikou.or.jp/>

不正排除に 全力

遊技機も 計数機も



第三者機関
遊技産業健全化推進機構

Organization for
the Sound Development of
the Pachinko & Pachislot Industry

遊技産業健全化推進機構広報誌 令和2年10月1日(毎月1日発行)第160号
監修 遊技産業健全化推進機構 編集室

一般社団法人 遊技産業健全化推進機構

〒101-0052 東京都千代田区神田小川町1-1 山基ビル6F
TEL 03-3518-2062 FAX 03-3518-2063